

刑事訴訟法

第1 設問1

1 ①は、令状なくして行われており、令状主義に反し、原則として違法である（憲法33条、法199条1項）。かかる令状主義の趣旨は、事前の司法審査により誤認逮捕を防ぐことにある。

もっとも、法は、かかる誤認逮捕のおそれが極めて少ない場合として、令状主義の例外を定めている。①は、そのうち、212条2項の準現行犯逮捕として、例外的に認められないか。

2 (1) ア ①は、「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるとき」（同条柱書）といえるか。

事件発生は10月2日の午後2時である。

そして、①は同日の午後4時3分に行われている。

よって、事件発生から約2時間しか経過していないから、「罪を行い終わってから間がないと認められるとき」に当たる。

(2) では、同項各号に該当するか。

甲は、被害品と特徴の一致するバッグを持っていたため、同項3号に該当する。

また、甲は、Pらの問いかけに対し、逃走しているから、4号にも該当する。

よって、同項3号、4号に該当する。

(3) したがって、①は適法である。

第2 設問2

1 ②の措置は、甲の「弁護人となろうとする者」であるS弁護士に対する接見指定（39条3項）に当たる。では、②は適法か。

2 (1) 甲は、逮捕されており、「身体の拘束を受けている」（同条1項）。

また、いまだ「公訴の提起前」に当たる（同条3項）。

(2) 同条3項本文の「捜査のため必要があるとき」に当たるか。

ア この点については、捜査の中断による支障が顕著といえるかで判断すべきである（判例に同旨）。

イ これを本件についてみるに、Rは、甲にナイフの捜索場所を案内させるために出発しようとしていた。まさにその時は、Sから接見の希望があったものである。そして、その際、Rは捜査員や車両の手配を終えていた。

そして、Rとしては、10月において午後6時を過ぎるとあたりが暗くなり、ナイフの発見が困難となると考えていた。

以上からすれば、現に捜索が始まろうとしていたのであるから、捜査の中断による支障が顕著な場合に当たり、接見指定は適法とも思える。

(3) もっとも、②の時点で甲は、初見接見をいまだ終えていない。Sはかかる初回接見を希望したのであるから、②は「被疑者が防御の準備をする権利を不当に

制限する」ものであり、違法ではないか。

アこの点について、初回接見は、被告人の防御の出発点となるものであり、特に重要である。

そこで、捜査側としては、短時間の接見となってもよいか等について弁護人に確認する等、可能な限りの配慮をすべきであると解する。

イこれを本件についてみるに、Rとしては、上記のように捜索がせまっていたため、Sに対し、同日午後8時以降の接見を要請した。

しかし、Sは同日は他に予定があったため、これを拒否した。

そこで、Rはやむをえず翌日午後9時からの接見を指定したものである。

以上からすると、Rは可能な限りSに配慮したものと見える。

ウしたがって、「被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限する」とまではいえない。

3 以上より、②は適法である。

以上